

当院で行う「特定行為に係る看護師の研修」に ご理解・ご協力をお願いいたします

特定行為に係る看護師とは「従来の看護師よりも幅広い医療行為ができる看護師」のことです。当院は、厚生労働省より「特定行為研修指定研修期間」の指定を受けており、研修生を受入れ、特定行為に係る看護師の養成にあたっています。この一環として、看護師である研修生が実習として特定行為を行うことがあります。

実習にあたっては、安全に十分配慮して行います。研修生は看護師の免許保持者であり、看護師として一定の経験を有しています。実習は、専門的な研修を受けたのちに、医師の包括的指示のもと、定められた特定の医療行為のみを行います。

実習として特定行為を行う際は、担当医師から事前に説明させていただき同意をいただいたうえで対応してまいります。同意がいただけない場合であっても診療上の不利益は一切ございませんので、ご了承いただきたいと思います。

医療法人清仁会 シミズ病院 病院長